

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

松江市長

殿



提出者

住 所 広島県広島市中区小町2-37

氏 名 大成建設株式会社中国支店

常務執行役員支店長 中屋 亮

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-242-5343

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区小町2-37
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	別紙1のとおり
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



別紙1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(以下、別紙1、2のとおり)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 会社の概要

- (1) 会社名 : 大成建設株式会社
 (2) 資本金 : 122,742百万円(令和5年3月31日現在)
 (3) 業種 : 総合工事業
 (4) 売上高 : 1兆3,255億円(令和4年度)
 (5) 従業員数 : 8,613人(令和5年3月31日現在)

2. 当事業所の事業概要

- (1) 事業場名称 : 大成建設株式会社 中国支店
 (2) 所在地 : 広島県広島市中区小町2-37
 (3) 事業内容 : 土木、建築工事設計施工
 (支店の担当区域: 広島県、山口県、島根県、鳥取県、岡山県)
 (4) 従業員数 : 425人
 (5) 売上高 : 426億円(令和4年度)
 (6) 産業廃棄物の一連の処理の工程

※委託処理

品名	処理方法	中間処理	最終処分・再生利用
がれき類	再生利用	破碎	再生砕石
ガラスくず及び 陶磁器くず	再生利用	破碎	再生路盤材
	再利用不可	破碎	埋立
木くず	再生利用	破碎・堆肥化	燃料・土壌改良材・肥料他
金属くず	再生利用	切断	鉄鋼原料
紙くず	再生利用	切断・圧縮	紙原材料
	再利用不可	切断・焼却	埋立
廃プラスチック	再生利用	切断・圧縮	燃料・セメント原材料
	再利用不可	切断・焼却	埋立
石膏ボード	再生利用	選別・破碎	燃料・土壌改良材
	再利用不可	選別・破碎・圧縮	埋立
汚泥	再生利用	乾燥・造粒・混練	再生路盤材・埋戻材
石綿含有	再利用不可	直接最終処分	埋立

3. 計画期間

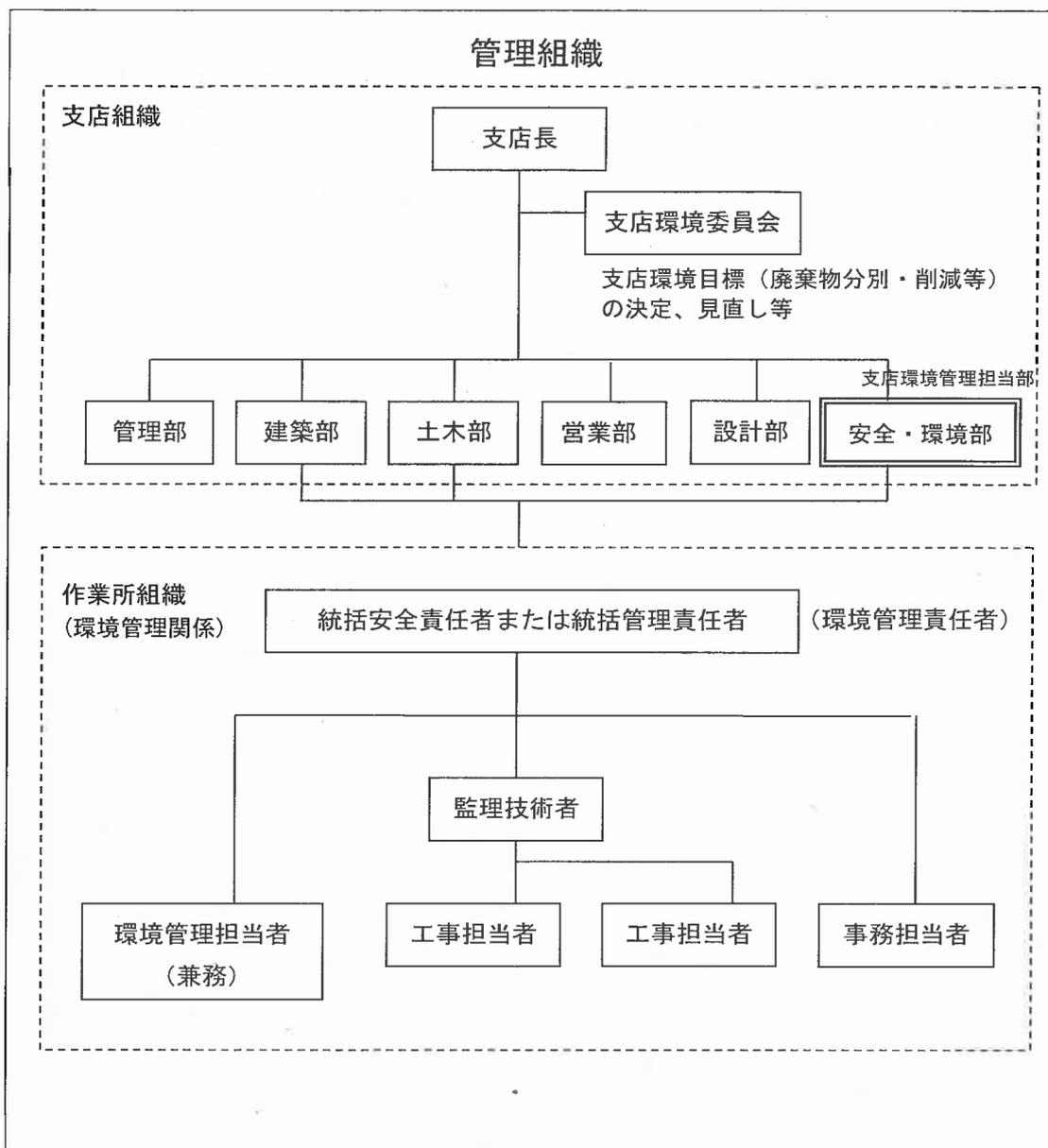
令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 当事業場における責任及び管理組織図

役職・部署名	責任・権限
支店長 (支店トップ マネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・支店の環境目的・目標の決定及び見直しの指示 ・支店環境マネジメント実施計画・報告書の承認 ・支店の環境活動のための資源の確保、人員の配置 ・支店環境管理責任者の指名 ・支店環境委員会の総括
支店環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理状況、産業廃棄物委託処理業者指定制度の運用状況、それらの改善に関する事項を審議する。 ・委員長…支店長 ・委員…副支店長・関連部署部門長、支店長が委嘱する委員 ・幹事…安全・環境部長
安全・環境部長 (支店環境管理責任者)	<ul style="list-style-type: none"> ・支店環境目的・目標の策定 ・環境法規制等一覧表（支店編）の審査承認及び周知 ・支店環境マネジメント実施計画・報告書の作成、点検、確認及び支店環境委員会への提出 ・支店の環境教育訓練（研修）の支援 ・内部環境監査結果、支店EMS実績その他環境関連資料等の支店環境委員会への報告 ・支店環境委員会議事録の作成、安全本部環境部への提出 ・EMSの支店内周知
関連部署部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門環境目標の決定 ・環境法規制等一覧表（支店編）の確認 ・部環境推進実施計画・報告書の承認 ・部門のEMSに係る要領書、手順書の承認 ・部門の活動の点検及び是正指示 ・部門の不適合の管理及び是正処置・予防処置報告書の確認 ・部門の環境教育訓練（研修）の実施・確認 ・環境パトロール実施計画書の作成及び実施 ・環境パトロール結果報告書の作成及び是正処置・予防措置の確認、報告 ・作業所環境管理実施計画の承認
作業所長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者、環境管理担当者、文書管理担当者の選任 ・環境計画の作成 ・作業所員及び専門工事業者に対する環境教育・指導 ・外部からの苦情等の支店報告 ・施工・安全衛生計画書の作成、緊急体制の確立 ・環境測定と改善の指示 ・環境に関する重要事項の記録及び保管状況の確認 ・その他環境保全に必要な措置

<p>作業所 統括安全衛生責任者又は 統括管理責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境法規制等チェックシートの確認、順守 ・ 環境関連事項の決定・確認、目標管理 ・ 環境方針の作業所関係者への周知 ・ 外部からの苦情等の処理、対応結果の確認 ・ 緊急事態対応計画の作業所関係者への周知、状況確認 ・ 不適合への対応記録の作成、支店へ提出 ・ 環境パトロール結果の確認 ・ 産業廃棄物、有害化学物質、汚染土壌の適正処理と指導
<p>作業所 作業所長が委嘱する者 (作業所環境管理 担当者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境法規制等チェックシートの作成 ・ 環境関連事項の決定・確認、目標管理 ・ 外部からの苦情等の処理、対応結果の確認 ・ 緊急事態対応計画の作業所関係者への周知、状況確認 ・ 環境測定の実施、測定機器の校正、検証の確認 ・ 不適合への対応記録の作成、支店へ提出 ・ 環境パトロールへの対応
<p>作業所 作業所長が委嘱する者 (文書管理担当者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境法規制等チェックシートの保管・管理 ・ 環境計画の管理・保管 ・ 環境教育及び周知の記録の保管・管理 ・ 外部からの苦情等の対応記録の保管・管理 ・ 緊急事態対応計画周知記録の保管・管理 ・ 測定機器の校正記録の保管・管理 ・ 不適合への対応記録の保管・管理 ・ 環境パトロール点検表の保管・管理 ・ 環境関連文書類の記録の保管・管理



(2) 管理体制等の強化

全社統合環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行う。

- 1) 建設廃棄物の発生抑制・リサイクル等に関する環境目標の設定
- 2) 産業廃棄物の処理に関する手順の策定
- 3) 作業所毎の法規制等チェックリストによる関係法・条例等の順守
- 4) 計画的な環境パトロールの実施 (2回/年)
- 5) 年度ごとの見直しを行い、継続的な改善を図る

(3) 教育

全社統合環境マネジメントシステムに基づき、下記の教育を行う。

1) 社員教育

役職員等、JV・他社職員及び専門工事業者等に対する職責に応じたEMSに関する知識、環境関連法規制等・環境リスク等の知識を付与し、自覚を高める教育訓練、並びに部門で特定した著しい環境側面に係るすべての人を対象とした社内、社外のEMSに関する講習会等、年次教育・OJT等の環境に関する教育訓練

2) 専門工事業者教育

作業所毎に、新規入場時・年度初め、その他の機会に『環境重点管理書』『作業所環境目標』『緊急事態への対応』等に係る教育を実施する。

5. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 基本的事項

建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

(2) 現状

産業廃棄物の処理については、全てを産業廃棄物の収集・運搬及び中間処理業者と適正に委託契約を締結し、再生利用の拡大、最終処分量の削減に努め、再資源化率の向上を図っている。

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な項目を採用する。

- ・モデル現場を設定し、ゼロエミッションを推進する。
- ・場内利用、広域認定制度の推進
- ・材料の工場加工
- ・搬入資機材の梱包材料の削減（梱包材のユニット化及び再使用）
- ・代替型枠工法の採用（鋼製型枠、打込型枠の採用）
- ・搬入数量の適正管理
- ・その他（当社グリーン調達ガイドラインによる、工法、資機材の調達）

(3) 計画

継続して上記項目の実施により、資源の有効利用を推進する。

目標：最終処分量 3.3%以下（汚泥、特管物、石綿含有等を除く）、重量換算混廃率・産業廃棄物原単位削減指標の低減

6. 産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 基本的事項

当社の建設副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。計画の策定に当たっては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別品目の受入れ条件を十分考慮する。

(2) 現状

コンクリート、アスファルト・コンクリート、木くず、金属くず、紙くず、廃石膏ボード、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、石綿含有産業廃棄物の分別

(3) 計画

建設リサイクル法に基づき現場での徹底した分別を推進

7. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(1) 基本的事項

「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設リサイクル法」等に規定する指定副産物については、法に則り作業所毎に再生資源利用促進計画を策定し、実績の記録を保管する。

また、作業所毎に産業廃棄物の再生利用を検討する。検討に当たっては、発注者の了解を得た上で、県・市の指導指針を十分考慮する。

(2) 現状

建設汚泥の埋戻し材の再生利用

(3) 計画

上記を考慮して検討した結果、実施可能であれば、建設汚泥の埋戻し材の再生利用・コンクリートを破碎して再生砕石に利用する。

8. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(1) 基本的事項

産業廃棄物の処理については、全てを産業廃棄物の収集・運搬及び処理の許可業者と適正に委託契約を締結する。

(2) 現状

実施していない。

(3) 計画

実施予定なし。

9. 自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分または海洋投入処分に関する事項

(1) 基本的事項

産業廃棄物の処理については、全てを産業廃棄物の収集・運搬及び処理の許可業者と適正に委託契約を締結する。

(2) 現状

実施していない。

(3) 計画

実施予定なし。

10. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 基本的事項

廃棄物処理法及び当社の建設副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を順守する。特に注力する事項を下記に示す。

- 1) 標準書式による委託契約書の作成
- 2) マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付及び照合・保管
マニフェストは、建設九団体副産物対策協議会発行のものを使用する。
- 3) 電子マニフェスト導入の推進（主要作業所への導入）
- 4) 支店、本社における作業所の廃棄物処理状況の把握
- 5) 環境データ管理システム「E-DAM」により本社サーバーにて統括管理
（作業所は毎月データを入力する。）

(2) 処理の現状及び目標

- 1) 中間処理時点での再資源化の実態を把握すると共に最終処分量の削減に尽力することにより実質的な再資源化率を高める。
- 2) がれき類及び木材については、全て再資源化処理施設で破碎され、100%が再生利用されている。今後も100%再資源化を目標とする。
- 3) 金属くず、廃石膏ボードについても100%再生利用を目標とする。
- 4) 現場での分別を徹底し、無分別を0とし再生利用率の更なる向上を図る。

* 前記5、6及び7に記載した発生抑制、分別、再生利用に関する計画を確実に実施することで、3R活動の推進を図る。

別紙2 (廃棄物処理法・産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度(令和4年度)実績量
 計画：今年度(令和5年度)計画量

産業廃棄物の種類	排出量に関する事項		自らが発生利用している事項		自らが回収を行う産業廃棄物の量		自らが中間処理により処理する産業廃棄物の量		自らが埋立処分若しくは焼却処分を行う産業廃棄物の量		特定処理業者への委託処理量		再生利用業者への委託処理量		特定回収業者への委託処理量		特定回収業者以外の回収を行う業者への委託処理量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	89.3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	89.3	10	9	9	0	0	0	0
廃プラスチック類	22.46	10	0	0	0	0	0	0	0	0	22.46	10	0	0	0	0	0	0
紙くず	5.8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5.8	2	2	2	0	0	0	0
木くず	15.9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15.9	5	5	5	0	0	0	0
金属くず	22.0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	22.0	10	10	10	0	0	0	0
プラスチック、コンクリートくず及び陶磁器くず	7.6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7.6	3	3	3	0	0	0	0
その他	1,128.04	510	0	0	0	0	0	0	0	0	1,128.04	510	500	500	0	0	0	0
合計	1,272.00	550	0	0	0	0	0	0	0	0	1,272.00	550	509.98	526	0	0	0	0